過疎地域における事業用設備等に係る特別償却

過疎地域における雇用の増大を図るため、過疎地域内で個人又は法人が製造業等の設備等を 新増設して事業の用に供した場合に特別償却が可能。

現行制度

- 1. 内容
 - 個人又は法人が、過疎地域内に取得価額の合計が2,000万円を超える生産等設備を新増設して一定の事業の用に供した場合、 租税特別措置法の定めにより、建物、機械等の資産について、通常の償却額に加え、その事業年度に限り、取得価額の一定割合 を特別償却額として計上し、損金に含めることができる。これにより、課税の繰り延べ効果が発生し、新規事業立ち上げ時の負担を 軽減することができる。

〇税 目:所得税、法人税

〇対象設備:

設備\事業	製造業	旅館業	コールセンター
建物及び附属設備	0	0	0
機械及び装置	0	_	0

- ○特別償却率:建物及び附属設備…取得価額の6/100、機械及び装置…取得価額の10/100
- 2. 適用期間: 2年間(平成27年4月1日から平成29年3月31日まで)

改正内容

○ 対象事業について、「コールセンター」を除外し「農林水産物等販売業」を追加。

設備\事業	コールセンター	農林水産物等販売業 (追加)
建物及び附属設備	除外	0
機械及び装置	除外	0

○ 適用期限の2年間延長(平成29年4月1日から平成31年3月31日まで)

